

松島みどり衆議院議員／元法務大臣は、第四分科会「W20 政策提言を通してみる G20 の進展と評価」において以下の通り発言した。

「自由民主党の衆議院議員の松島みどりです。私がお話をしようと思うことの一つは、性犯罪、性暴力に関する法律の改正についてです。もう一つは、より一般的な、働く女性の環境の向上に政治がどのように取り組んできたかをお話したいと思います。

一つ目の点についてお話いたします。私は 2000 年から国会議員になっていきます。2014 年の 9 月に法務大臣に就任いたしました。その就任の際の記者会見では、私としては退路を断つつも、一つの発言を行いました。日本においては、その当時において 140、150 年前から、刑法において、強姦罪のほうが強盗罪よりも法律の最低刑が軽かったのです。これはひどいと申し上げて、必ず改正をするというのを大臣就任の記者会見で述べました。翌日、法務省の中に検討会を作って頂き、検討を開始しました。私の次の法務大臣であった上川陽子大臣の際に最終的な案をまとめ、改正案を国会に提出し、2017 年に全ての党に賛成して頂き、刑法を改正することができました。

簡単に中身を言いますと、一つ目は、強姦罪と強盗罪の刑の重さについての逆転現象を是正したことです。この際、強姦罪の最低刑の年限について、執行猶予がつかないように改正したことです。二つ目は、被害者が自ら告訴しなければ罪に問えない仕組みを改善し、被害者が告訴しなくても罪に問えるようにしたことです。三つ目は、概ね女兒に関する改正です。性犯罪は基本的には抵抗しないと罪に問えないのですが、実の父親や同居している義理の父親や母親の恋人など経済的な関係等から逃れられない相手とその影響力を使って、18 歳未満の子どもに対し、性的な行為を行った場合、逆らえられない環境にあるということで、逃げたりした実績がなかったとしても罪に問えるようにいたしました。

最後に、ジェンダーの問題ですが、加害者及び被害者について性別を問わないこととしました。男性が被害者である場合、どちらかというに加害者も男性である場合が多く、被害者は 10 代などの若年層であることが多いのですが、このような事例も処罰できるようにしました。このような改正を法務大臣として言い出してから 3 年程度で実現することができました。日本の刑法改正は概ね 10 年以上かけて改正することが常ですので、この点についてはスピードを上げて対処することができたと考えています。

ただし、法律を改正して、罪を重くしただけでは意味がなく、被害者を救済することが重要です。被害者を精神的にケアする、又は様々なケアをする場所を地域ごとに作るという取組を進めています。被害者は、警察だけでなく、医師など様々な場所で話を聴かれます。これも大変な苦痛を伴うものですので、一つの所で支援を受けられる体制づくりの充実に向けて、日本では努力しているところ

です。

それ以外に、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの被害者の支援及び加害者の更生への支援をしています。加害者を変えなければ被害が止まないからです。公的支援だけでは不十分ですので、民間のシェルターへの支援拡充なども進めています。

日本で、今、注目を浴びている問題として、児童虐待の防止があります。親などの家族によって虐待され、子どもが死に至るケースがあるのですが、母親が虐待の加害者に見える場合でも、実際には母親は父親にDVを受けていてそれが子どもに影響するということがあります。そのため、DVの相談と子どもへの虐待についての相談を一体化して対応することに今、力を入れて進めています。

今、ネット社会になってきたことがリベンジポルノなどの新しい犯罪を生むもとになっています。これは、交際していたときに撮影した赤裸々な映像や写真を、交際が破綻した後に、ネット上などに流失させて、かつての交際相手に復讐をするというものですが、これについても法改正して犯罪としました。この法改正は議員立法で実現したものです。

また、若い人にタレントにしてあげるなどの言葉で誘って、何もわからないままに裸に近い形で撮影して、アダルト・ビデオのような形でそれを流通させてしまうというような事案が問題となりましたので、このようなことがないように法律を作って、様々な防御策を講じているところです。このような性犯罪、性暴力に関する犯罪について絶滅を目指しているところです。

もう1点の、日常の労働における女性への差別についてお話ししたいと思います。この点については、最近、すなわち、ここ5年から10年程度の間で随分と良くなってきたと感じています。

私自身の話をすると、私は1980年に大学を卒業して、新聞記者になったのですが、この頃、4年制の大学を卒業した女性の就職は非常に厳しいものでした。私自身、何十社という会社にアプローチしましたが、試験さえ受けさせてもらえない会社が大半でした。

私の場合は、東京出身ではないのに東京で就職しようとしたので厳しかったこと、また、当時は、女性は22～24歳までに結婚するものだという決めつけ、社会通念が存在したことが厳しさの原因にありました。女はクリスマスケーキだという言葉がありました。女は24歳までは売れるけれど、25歳になったら売れないというような冗談のような言葉でした。このようなことが、今から、30年から40年前の日本にはありました。そのような状況ですが、私は、自分で言うのもなんですが、相当な高倍率を乗り越えて新聞記者になりました。しかし、上司には女が新聞記者をするのは酔狂だという考えの人物もいましたし、若い頃には、体に恐怖を感じるようなセクハラも自分の会社や取材先で経験しました。

そのような状況がやっと変わってきました。今、大学を卒業する女子学生は男子と同じような能力ならば、女子だからといって入口で断られるようなことはなくなりました。

現在から30年以上前に、男女雇用機会均等法が出来ました。私は、法律だけで何が変わるだろうかという思いを当時抱いていましたが、やはり急速な変化が起きました。また、最近の日本では少子化による人口減少により働く世代である生産年齢人口の減少が進んでいることから、女性に活躍してもらわないと日本経済がまわらなくなるという事情もあって、状況の改善が進んでいると思われれます。その中で、様々な制度や整えられ、セクハラを禁止する法制度ができ、現在は各企業にはセクハラを相談する窓口があります。また、セクハラを訴えたことを理由として不当な措置をとることも禁止されています。

これにより、セクハラはいけないことだという認識が、この10年あまりの中で社会で生まれてきました。それまでは、例えば、仕事が終わった後で会社の同僚や取引先と飲みに行った際に女性はお酌をしなければならないなどというようなことがありました。それが、良くないことだということになり、そのような行為をさせれば上司は左遷されるというように変わってきました。アメリカに進出している日本企業などでは、日本国内と同じように女性に対して失礼な行為を行った結果、裁判で訴えられ、とても大きな損害賠償を命じられた事案もありました。こういった事例などをきっかけに日本の企業も随分変わってきました。

先ほど、大学を卒業して就職する場面においては男女の差はなくなってきたと申しあげました。

しかし、この1～2年、とても悲しく、ショックな事が明るみに出ました。大学の医学部が入学試験において、ひそかに男子学生の点数を上げて女子学生は点数を下げられていたのです。なぜかという、医者になった際に女子は出産、育児などで夜中まで働けないから困るということで行っていたものです。こういったことが世間の明るみに出て、そういった大学は人気落ちるなど社会的制裁を受けました。

法律を作ると同時に、社会の考え方を変えていかなければならないと思います。女性に対する差別やハラスメントはいけないのだということを広める、差別やハラスメントをした会社や組織は社会的制裁を受けるということにしていかなければ、現実の状況は改善していかないのではないかと考えています。」

また、冒頭発言後、概要以下の通り発言した。

「(ハラスメントに関する新たなILO条約について、)一つずつ積み重ねによって条約を批准するにふさわしい状況を作っていくことが必要だと思っている。

そこで日本の場合は法律を作るという場合にはそれを守らせる、かつ、裁判ということも適正に行われるということを前提にしているのでその実現に向けてきちっと進めていきたい。

今日は、日本にG20の国々だけではなくて、世界の80か国の発展段階の異なる、また女性のステータスも異なる、そうした様々な国々から代表の政治家が集まっていたきとても素晴らしいことである。」